

特定非営利活動法人 Re Step 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Re Step という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療および介護従事者や地域住民に対して、リハビリテーションに関わる全ての知識・理解を促進する為の実技講習会や研修などの啓発事業を行い、医療および介護従事者のリハビリテーション技術・知識・理解の向上や地域住民の健康管理を増進するとともに、高齢者や障がい者の社会参加の機会拡充に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ＼(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ＼(2)まちづくりの推進を図る活動
- ＼(3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ＼(4)情報化社会の発展を図る活動
- ＼(5)経済活動の活性化を図る活動
- ＼(6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ＼(7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 医療、介護、福祉等に携わる人材へ技術・知識向上のための相談・啓発事業
 - ② 高齢者や障がい者等の社会参加促進事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業・地域生活支援事業
 - ④ 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 名誉会員 この法人の目的に積極的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 名誉会員または正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。／

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。／
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。／
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。／
- (4) 除名されたとき。／

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。／

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。／

- (1) この定款等に違反したとき。／
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。／

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。／

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。／

- (1) 理事 3人以上7人以下 ／
 - (2) 監事 1人以上 ／
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。／

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。／

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。／
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。／
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。／

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。／
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。／
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。／
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。／
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。／
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。／
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。／

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。／

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。／

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。／

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。／

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。／

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。／

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。／

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。／

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。／

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。／

2 職員は、理事長が任免する。／

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。／

(構成)

第22条 総会は、名誉会員をもって構成する。／

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。／

(2) 解散。／

(3) 合併。／

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更。／

(5) 事業報告及び活動決算。／

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。／

(7) 入会金及び会費の額。／

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。／

(9) 事務局の組織及び運営。／

(10) その他運営に関する重要事項。／

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。／

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。／

(2) 名誉会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。／

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。／

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。／

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。／

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した名誉会員の中から選出する。／

(定足数)

第27条 総会は、名誉会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した名誉会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。／

(表決権等)

第29条 各名誉会員の表決権は、平等なるものとする。／

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の名誉会員を代理人として表決を委任することができる。／

3 前項の規定により表決した名誉会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。／

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する名誉会員は、その議事の議決に加わることはできない。／

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

(1) 日時及び場所。／

(2) 名誉会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）／

(3) 審議事項。／

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。／

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。／

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。／

3 前2項の規定にかかわらず、名誉会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容。／

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。／

(3) 総会の決議があったものとみなされた日。／

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名。／

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。／

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項 ー
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 ー
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 ー

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき。／
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。／
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。／

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。／
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。／

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。／

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。／
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。／
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。／

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所 ー
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。） ー
 - (3) 審議事項 ー
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ー
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ー
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。／

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。／

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 /
- (2) 入会金及び会費 /
- (3) 寄付金品 /
- (4) 財産から生じる収益 /
- (5) 事業に伴う収益 /
- (6) その他の収益 /

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。 /

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 /

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 /

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。 /

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。 /

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 /

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 /

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 /

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。 /

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 /

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。 /

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 /

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 /

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。 /

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならぬ。 /

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。／

- (1) 総会の決議／
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能／
- (3) 名誉会員の欠亡／
- (4) 合併／
- (5) 破産手続開始の決定／
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し／

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、名誉会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。／

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。／

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。／

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において名誉会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。／

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項の規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。／

第10章 細則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。／

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。／

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。／

理事長	星山 雅敬	／
副理事長	金谷 武	／
理事	坂下 光彦	／
同	安部 好晃	／
同	井上 優	／
同	金谷 亜紀	／
監事	栗原 幸恵	／

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。／

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。／

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。／

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 名誉会員（個人） 年会費 12,000 円
- (2) 正会員（個人） 年会費 12,000 円
- (3) 賛助会員（個人・団体） 年会費（1口） 個人3,000 円（1口以上）、団体10,000 円（1口以上）

なお、いずれの会員についても入会金を無料とする。／

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

リハビリテーションに携わる主な専門職として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、リハ職とする）の3職種が挙げられます。そのリハ職の養成校（大学や専門学校等）はここ数十年の間、福山市内に1校（専門学校）しかないため資格取得を目指す人は市外や他県へ出ていく傾向があり、リハ職の資格取得後に福山市内に戻って就職する人は少なくなっています。また、理学療法士は卒後教育として協会の定める新人教育プログラム制度がありますが、そのプログラム修了率が福山支部は広島県内11支部中最下位の52.8%で、全国平均67.4%と比べてもかなり低い値となっています。つまり資格取得がゴールとなってその先の自己研鑽に励むリハ職が少ない、というのが現状です。

またリハ職が働く場所は主に病院などの医療機関が主であります。昨今では在宅医療が推進されてリハ職も在宅で働く人が増えて始めています。しかし在宅分野で働くリハ職は経営的な観点から1人職場であることが多く、先述した自己研鑽に励む人が少ないことも相まってリハビリテーション現場のレベルは非常に低いものとなっています。具体的な例の1つとして下肢装具が挙げられますが、入院患者へ作製した装具は主にリハ職が指導し患者へ装着して訓練するものでありますが、退院後には充分フォローアップされておらず、不適合なままでも患者はどこに相談すれば良いかも分からず何年も使い続ける人がたくさんおります。

Re Stepは様々な経歴を持つリハ職により構成されており、リハビリテーション普及・教育・研究事業によりすべてのリハ職の知識や技術等を向上、結果としてリハビリテーションを受けるすべての方々へ還元されることを目的として設立しました。またそういったリハ職のレベルが上がることで、将来的には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および介護保険法に基づく事業を自分たちで興し、障がい者や高齢者が社会へ参加しやすくなるような居場所づくりおよび外出支援、相談支援を展開し、さらには医療・介護・福祉以外の産業とも協同して、障がいをもっていても、高齢になっても社会へ参加して繋がりのある日常生活を継続できるような街づくりにも発展させたいと考えます。

このような事業を行うにあたって、公正かつ透明性の高い運営を行い、社会的信用を得て幅広く活動していく上で法人化は急務であると考えます。ただし、この会はリハビリテーションを受けられるすべての方々という不特定多数が対象であり、地域活性化へ貢献できる事業で営利を目的とはしていないので会社法人の形式は似つかわしくありません。よって、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

- 2017年12月 任意団体「リハビリテーション定期勉強会」発足
 - 同月より隔週の頻度で上記勉強会開催、症例検討や意見交換を行う
- 2018年4月 福山市内のケアマネジャーと知り合う
 - 5月 ショッピングセンターにて買い物リハ事業を行う島根県雲南市へ上記ケアマネジャーとともに視察
 - 6月 買い物リハ事業に関して福山市（高齢者支援課や産業振興課）へ提案、1回目の協議
 - 8月 買い物リハ事業の協議2回目

9月 買い物リハ事業の協議3回目にて、活動資金提供者が集まらず断念
2020年3月 障がい者や高齢者の外出支援・居場所づくりを応援したいリハビリ従事者が10名以上集まる
4月2日 特定非営利活動法人Re Stepの設立総会を開催

令和 2年 7月 10日

特定非営利活動法人 Re Step

設立代表者

(住所又は居所) 広島県福山市手城町一丁目4番30-7号 コートハウスプラッツ110

(氏名) 星山 雅敬



令和2年度事業計画書

(令和2年12月1日～令和3年3月31日)

特定非営利活動法人 Re Step

1 事業実施の方針

●リハビリテーションの研修及び啓発に関する事業

定期的にリハビリテーション定期勉強会を行い、リハビリテーションに従事する地域の専門職の交流を図ります。勉強会の内容としては、オンライン会議を中心に、知識や技術の向上および勉強会後も自己研鑽できるように資料配布や動画配信を行う予定です。

●義肢装具に関わる相談窓口支援サポートセンター (Brace Library)

2021年度より、地域住民で義肢装具を使用している方などを対象に義肢装具の使用方法や修理などの相談窓口を中心とした事業を行う予定です。また、義肢装具会社やリハビリテーションに関わる専門職へ依頼を行い義肢装具ユーザーへのフォローアップとします。

●障害福祉サービス事業 (特定相談支援事業所、外出支援)

2021年4月より、福山市内において特定相談支援事業所を開設する予定です。その開設に向けた準備を本年度は行います。

●高齢者および障がい者等の社会参加促進事業

2021年4月より、福山市内において高齢者および障がい者等の社会参加を促進する事業を開始する予定です。その事業開始に向けた準備を本年度は行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	事業費の 予 算 額 (円)
医療、介護、福祉等に携わる人材へ技術・知識向上のための相談・啓発事業	リハビリテーションに関する研修及び啓発	毎月1回 (第3木 曜日 19:00～ 21:00)	福山市木之庄町 5-21-6 2階 もしくは オンライン	3名	リハビリテーションに従事する専門職	32,000
	義肢装具に関わる相談窓口支援サポートセンター (Brace Library)	令和3年度より開始予定	相談者宅 施設	3名	地域に在住する義肢装具ユーザーやその関係者	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	特定相談支援事業所リスタート	令和3年度より開始予定	福山市木之庄町 5-21-6	1名	利用者やその家族等 10名未満	0

するための法律に基づく障がい福祉サービス事業・地域生活支援事業 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送事業	高齢者および障がい者等の社会参加促進事業	令和3年度より開始予定	福山市内	1名	福山市内在住の高齢者・障がい者等	0
---	----------------------	-------------	------	----	------------------	---

(2) その他の事業

実施する予定はありません。

令和3年度事業計画書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

特定非営利活動法人 Re Step

1 事業実施の方針

●リハビリテーションに関する研修及び啓発事業

2020年度に引き続き、定期的にリハビリテーション定期勉強会を行い、リハビリテーションに従事する地域の専門職の更なる交流を図ります。勉強会の内容としては、症例検討や実技を交えた講習等を行い、知識や技術の向上および勉強会後も自己研鑽できるように資料配布や動画配信を行う予定です。

●義肢装具に関わる相談窓口支援サポートセンター (Brace Library)

2021年度より、地域住民で義肢装具を使用している方などを対象に義肢装具の使用方法や修理などの相談窓口を中心とした事業を行います。また、義肢装具会社やリハビリテーションに関わる専門職へ依頼を行い義肢装具ユーザーへのフォローアップとします。

●障害福祉サービス事業 (特定相談支援事業所、外出支援)

2021年度より、福山市内において特定相談支援事業所を開設し、同市内にお住まいの障がいをお持ちの方やそのご家族の方に対して、自立した生活を目標に抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行い、障害福祉サービスの相談や計画プランの作成を行います。また、外出に不便を感じている方に向けて、市内およびその隣接圏内への外出を支援する事業を開始します。

●高齢者および障がい者の社会参加促進事業

2021年度より、福山市内にお住まいの高齢者や障がい者など外出に不便を感じている方に向けて、市内およびその隣接圏内への外出を支援する事業を開始します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (円)
医療、介護、福祉等に携わる人材へ技術・知識向上のための相談・啓発事業	リハビリテーションに関する研修及び啓発事業	毎月1回 (第3木 曜日 19:00～ 21:00)	福山市木 之庄町 5-21-6 2 階 もしくは オンライン	5名	リハビリテーションに従事する専門職 約4名	160,000

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業・地域生活支援事業 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送事業	義肢装具に関わる相談窓口支援サポートセンター (Brace Library)	随時	相談者宅 施設	3名	地域に在住する義肢装具ユーザーやその関係者	633,000
	特定相談支援事業所リスタート	随時	福山市木之庄町 5-21-6	1名	利用者やその家族等 10名未満	240,000
	高齢者および障がい者の社会参加促進事業	随時	福山市内	1名	福山市内在住の高齢者・障がい者等	260,000

(2) その他の事業

特にありません。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 2021年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 Rc Step

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
名誉会員受取会費	120000		
正会員受取会費	12000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
研修事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			132000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
会場費	0		
講師料	10000		
旅費交通費	0		
消耗品費	0		
宣伝広告費	20000		
支払手数料	2000		
その他経費計			
事業費計		32000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10000		
通信費	0		
事務用品費	6000		
雑費	0		
その他経費計			
管理費計		16000	
経常費用計			48000
当期経常増減額			84000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			84000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			84000

2021年度 活動予算書
 2021年 4月 1日から 2022年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 Re Step (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
名誉会員受取会費	120000		
正会員受取会費	480000		
賛助会員受取会費	96000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	400000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
研修事業収益	48000		
Brace Library事業収益	0		
障害福祉サービス事業	500000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			1644000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
地代家賃	180000		
会場費	24000		
講師料	240000		
消耗品費	84000		
宣伝広告費	114000		
車両費	324000		
業務委託費	240000		
支払手数料	15000		
通信費	72000		
その他経費計	1293000		
事業費計		1293000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10000		
通信費	24000		
事務用品費	6000		
雑費	0		
支払手数料	240000		
その他経費計			
管理費計		280000	
経常費用計			1573000
当期経常増減額			71000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			71000
当期正味財産増減額			84000
前期繰越正味財産額			155000
次期繰越正味財産額			155000